

【 所定疾患施設療養費算定状況について 】

介護老人保健施設において、入所者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。
厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。
※当施設では所定疾患施設療養費（Ⅰ）を算定しております。

所定疾患施設療養費（Ⅰ）の算定条件

- (1) 治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合（肺炎又は尿路感染症の者に対しては診療に当たり検査を実施した場合に限る）に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
- (2) 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- (3) 対象となる入所者の状態は次の通りです。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹
 - ・蜂窩織炎
 - ・慢性心不全の増悪
- (4) 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- (5) 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
- (6) 算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。前年度の当該加算の算定状況を公表する。

《令和6年度算定状況一覧》

期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
疾患名	件数	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	3
	日数	0	0	0	3	0	0	3	2	0	0	0	0	8
尿路感染症	件数	0	3	2	0	0	0	2	1	1	0	0	0	9
	日数	0	14	8	0	0	0	12	3	3	0	0	0	40
带状疱疹	件数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	日数	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	6
蜂窩織炎	件数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
	日数	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	4	0	10
合計	件数	0	3	2	1	0	1	3	2	1	0	0	0	13
	日数	0	14	8	3	0	6	15	5	3	0	0	0	54

<投薬・検査・注射・処置等の実施状況>

- 肺炎：血液検査、胸部レントゲン
生食+セフトリアキソン、酸素投与、補液
- 尿路感染症：血液検査、尿検査
生食+スルバシリン、レボフロキサシン、カロナール坐剤、アンヒバ坐剤、
補液、バルーンカテーテル留置
- 带状疱疹：バラシクロビル、アシクロビル軟膏
- 蜂窩織炎：アクリノール湿布、セファレキシン、生食+セファゾリン、ロキソニン、カロナール